

5 東海地震の予知情報と警戒宣言

1) 地震予知

一般的に「**地震予知は非常に困難**」とされていますが、東海地震はマグニチュード8クラスの海溝型地震で濃密な予知観測網が設置されているので、直前予知が可能な場合があると考えられています。

東海地震の予知は、ひずみ計などの観測機器を使って気象庁が24時間監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうかを判定しようとするものです。

突発発生の可能性

東海地震直前予知のための観測技術などは年々進歩していますが、現状では直前予知ができる場合と、**予知できずに突然東海地震が発生する場合があります。**

2) 東海地震の予知に関する情報の発表

科学技術の進歩により、警戒宣言の前に、観測データの変化の推移について説明できると考えられ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったことを示す情報が、次の3つに区分して発表されます。

東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）

調査情報には臨時と定例の2種類があります。

臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に随時発表されます。

定例 毎月の判定会で評価した調査結果を発表する情報です。

東海地震注意情報（カラーレベル黄）

前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されます。これを受け、準備行動を開始します。東海地震に対処するため、救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。

東海地震予知情報（カラーレベル赤）

東海地震が発生するおそれがある場合、警戒宣言が発せられたときに発表される情報です。（各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合、その旨が各情報で発表されます。）

3) 警戒宣言の発令

観測データの異常が増大し、東海地震の発生のおそれがある場合に、気象庁長官からの報告を受けて、内閣総理大臣は、静岡県を含む「地震防災対策強化地域」に対して、「警戒宣言」を発令することになります。

このとき、同時に気象庁から東海地震予知情報が発表されます。

警戒宣言とは

「2・3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震（東海地震）が発生し、静岡県全域を含む地域が震度6弱以上の地震の揺れに襲われる」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や防災準備を行なってください」という指示です。

（注）警戒宣言が発令されてから、地震発生までの時間が短いことも考えられます。

東海地震注意情報などの発表や警戒宣言の発令は、テレビやラジオで報道されます。

また、島田市の広報車や同報無線などでも伝えられます。

特に、警戒宣言ではサイレンを鳴らすこととなっています。

